# 大阪狭山市の給与・定員管理等について

## 1　総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 住民基本台帳人口（令和6年1月1日） | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 B／A | (参考) R4年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R5年度 | 人 58,031 | 千円 23,254,611 | 千円 456,077 | 千円 3,518,328 | % 15.1 | % 14.6 |

（注）　人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費 B／A | (参考) 類似団体平均一人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| R5年度 | 325人 | 千円 1,200,667 | 千円 396,255 | 千円 562,575 | 千円 2,159,497 | 千円 6,645 | 千円 6,181 |

（注）　1　職員手当には退職手当を含んでいません。

2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況

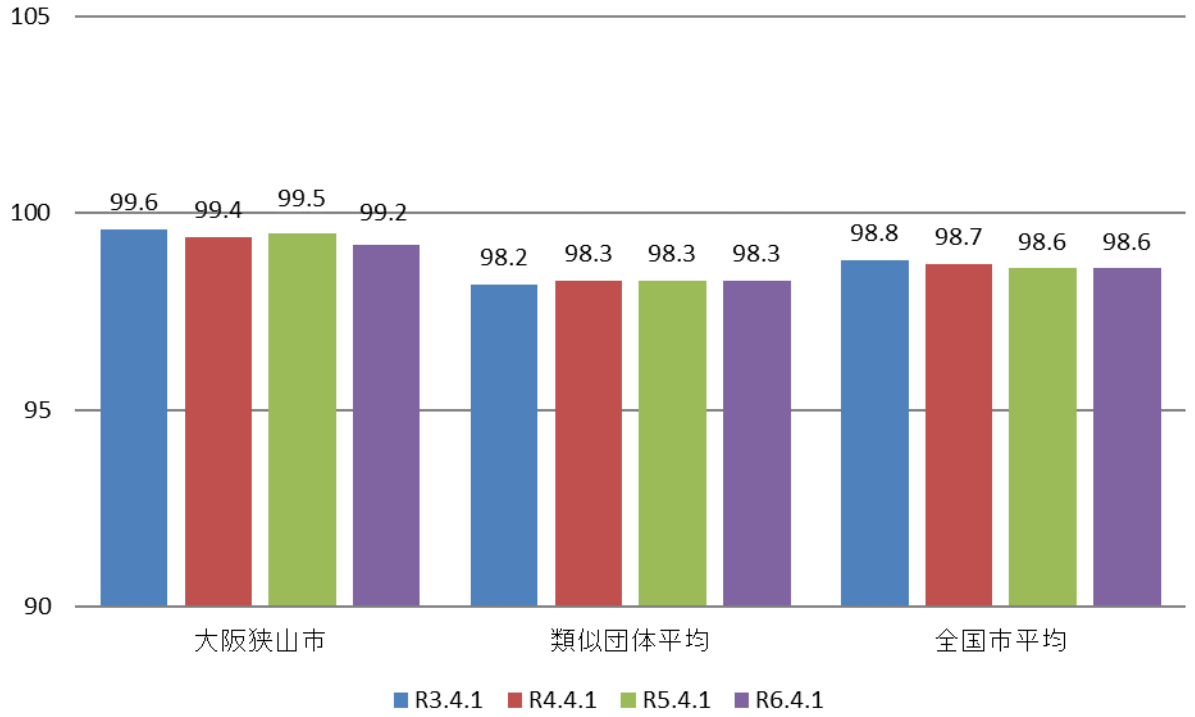

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

［　実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準１５％に対し、大阪狭山市においても１５％を支給。
（実施時期）平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成２７年４月１日時点は１１％、給与改定後は平成２７年４月に遡及し１３％、平成２８年４月１日時点、平成２９年４月１日時点、平成３１年４月１日時点はいずれも１３％を支給。その後、令和元年６月に１５％に改定し、給与改定後は平成３１年４月１日に遡及し１５％を支給。
（参考）

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | | 平成 28～30 年度 | 令和元年度 | | 令和 2～6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 4/1 時点 | 遡及改定後 | | 4/1 時点 | 遡及改定後 | |
| 国基準による支給割合 | １０％ | １１％ | １３％ | １５％ | １５％ | １５％ | １５％ |
| 大阪狭山市の支給割合 | １０％ | １１％ | １３％ | １３％ | １３％ | １５％ | １５％ |

③その他の見直し内容

実施なし

## ２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①　一般行政職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額<br>（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 大阪狭山市 | ４１．０歳 | ３１４，０７１円 | ４３０，３００円 | ３９７，２５９円 |
| 大　阪　府 | ４１．６歳 | ３１４，６０３円 | ４２４，８７６円 | ３７２，４６５円 |
| 国 | ４２．１歳 | ３２３，８２３円 | ― | ４０５，３７８円 |
| 類似団体 | ４１．７歳 | ３１３，５９４円 | ３９５，８２２円 | ３６０，１４５円 |

②　技能労務職

| 区　分 | 公　務　員 | | | | | 民　間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額<br>(A) | 平均給与月額<br>(国比較ベース) | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額<br>(B) |
| 大阪狭山市 | 53.8 歳 | 13 | 359,923 円 | 445,448 円 | 435,460 円 | ― | ― | ― |
| うち清掃職員 | 51.7 歳 | 7 | 373,500 円 | 466,485 円 | 450,979 円 | 廃棄物処理業（男女） | 47.7 歳 | 314,900 円 |
| うち学校給食員 | ― | 1 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| うち用務員 | 54.6 歳 | 5 | 357,780 円 | 439,117 円 | 437,437 円 | 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者 | 49.1 歳 | 244,800 円 |
| 大　阪　府 | 54.5 歳 | 382 | 295,012 円 | 368,827 円 | 341,219 円 | ― | ― | ― |
| 国 | 51.2 歳 | 1,829 | 288,144 円 | ― | 330,553 円 | ― | ― | ― |
| 類似団体 | 52.7 歳 | ― | 321,506 円 | 377,113 円 | 353,146 円 | ― | ― | ― |

| 区　分 | 参　　考<br>年収ベース（試算値）の比較 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | A/B | 公務員<br>(C) | 民間<br>(D) | C/D |
| 大阪狭山市 | ― | ― | ― | ― |
| うち清掃職員 | 1.48 | 7,784,433 円 | 4,376,300 円 | 1.78 |
| うち学校給食員 | ― | ― | ― | ― |
| うち用務員 | 1.79 | 7,523,621 円 | 3,297,300 円 | 2.28 |

※民間データは、「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（令和３年から令和５年までの３か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③　教　育　職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 大阪狭山市 | ４３．４歳 | ３３１，２１３円 | ４２８，３７６円 |
| 大　阪　府 | ３９．１歳 | ３４８，２３２円 | ４２４，７４７円 |
| 類似団体 | ４２．３歳 | ３１９，５２７円 | ３７３，１９４円 |

（注）１「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

## (2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

| 区　分 | | 大阪狭山市 | 大　阪　府 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大　学　卒 | 202,400 円 | 203,300 円 | 196,200 円 |
| | 高　校　卒 | 176,100 円 | 171,500 円 | 166,600 円 |
| 技能労務職 | 高　校　卒 | ― | 178,233 円 | ― |
| 教　育　職 | 大　学　卒 | 202,400 円 | 227,000 円 | ― |
| | 高　校　卒 | 176,100 円 | ― | ― |

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

| 区　分 | | 経験年数１０年 | 経験年数２０年 | 経験年数２５年 | 経験年数３０年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | ２７３，９８６円 | ― | ― | ― |
| | 高校卒 | ― | ― | ― | ― |

（注）１　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

２　各階層別の該当職員数が３人以下の場合、記載を省略しています。

## ３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

| 区　分 | 標準的な職務内容 | １号給の給料月額（円） | 最高号給の給料月額（円） | 職員数 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| １級 | 主事補 | １６２，１００ | ２４９，４００ | １８人 | ７．１% |
| ２級 | 主　事 | ２０８，０００ | ３０５，２００ | ２１人 | ８．３% |
| ３級 | 主　任 | ２４０，９００ | ３５１，０００ | ４７人 | １８．５% |
| ４級 | 主　査 | ２７１，６００ | ３８２，０００ | ６４人 | ２５．２% |
| ５級 | 課長補佐・主幹 | ２９５，４００ | ３９４，０００ | ４０人 | １５．７% |
| ６級 | 課　長 | ３２３，１００ | ４１１，３００ | ４３人 | １６．９% |
| ７級 | 次　長 | ３６５，５００ | ４４６，２００ | ８人 | ３．２% |
| ８級 | 部　長 | ４１０，３００ | ４７０，０００ | １３人 | ５．１% |
| 計 | | | | ２５４人 | １００．０% |

（注）１　市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

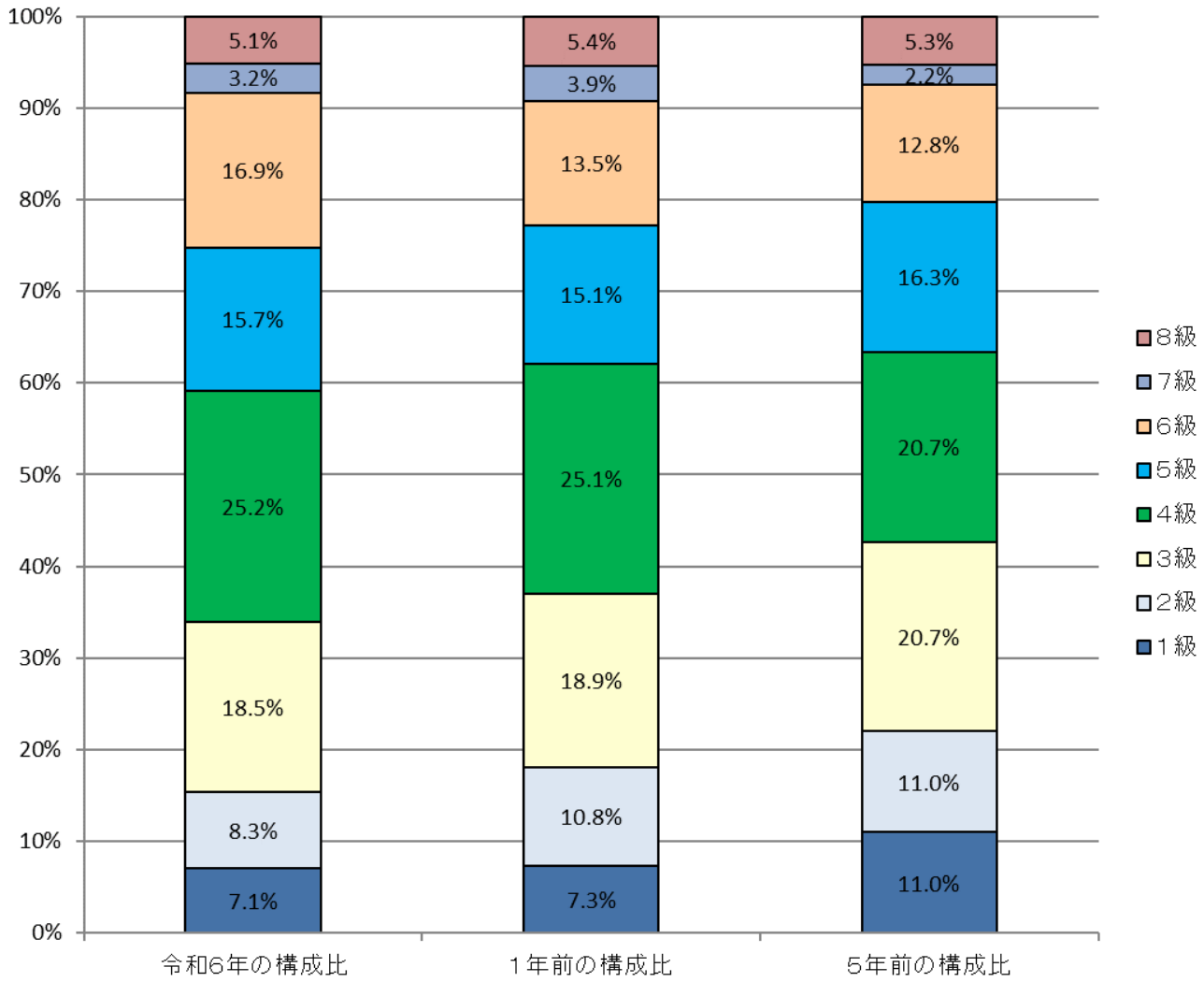


（注）平成２６年に７級制から８級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

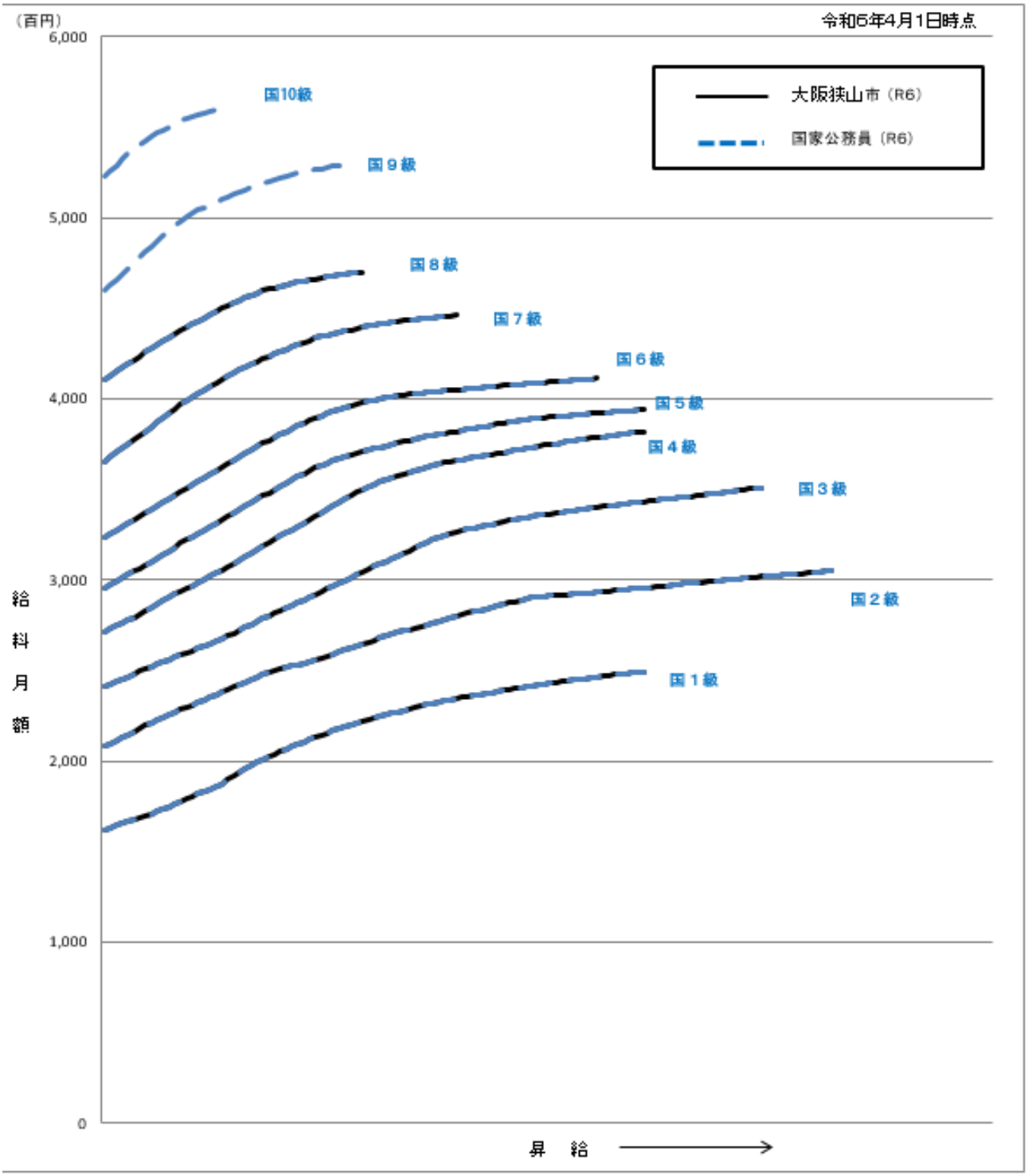

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪狭山市）

| 令和６年度中における運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|
| イ．人事評価を活用している | | | | |
| 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| 上位、標準、下位の区分 | | | | |
| 上位、標準の区分 | | | | |
| 標準、下位の区分 | | | | |
| 標準の区分のみ（一律） | | | | |
| ロ．人事評価を活用していない | ○ | | ○ | |
| 活用予定時期 | 未定 | | 未定 | |

## ４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 大阪狭山市 | 大　阪　府 | 国 |
|---|---|---|
| １人当たり平均支給額<br>（R5年度）　　１，６７９千円 | １人当たり平均支給額<br>（R5年度）　　１，６９６千円 | － |
| （R5年度支給割合）<br>期末手当　　勤勉手当<br>2.45月分　　2.05月分<br>（1.375月分）　（0.975月分） | （R5年度支給割合）<br>期末手当　　勤勉手当<br>2.45月分　　2.05月分<br>（1.375月分）　（0.975月分） | （R5年度支給割合）<br>期末手当　　勤勉手当<br>2.45月分　　2.05月分<br>（1.375月分）　（0.975月分） |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　　５～２０％ | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　　５～２０％<br>・管理職加算　１０～２５％ | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　　５～２０％<br>・管理職加算　１０～２５％ |

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪狭山市）

| 令和６年度中における運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|
| イ．人事評価を活用している | ○ | | ○ | |
| 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| 上位、標準、下位の成績率 | ○ | | ○ | |
| 上位、標準の成績率 | | | | |
| 標準、下位の成績率 | | | | |
| 標準の成績率のみ（一律） | | ○ | | ○ |
| ロ　人事評価を活用していない | | | | |
| 活用予定時期 | | | | |

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

| 大阪狭山市 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 応募認定・定年 | （支給率） | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続２０年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続２０年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続２５年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続２５年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続３５年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続３５年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>勤続25年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき2%加算（最大30%） | | | その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき3%加算（最大45%） | | |
| 1人当たり<br>平均支給額 | 2,722千円 | 22,023千円 | | | |

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額です。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

| 支 給 実 績（R5年度決算） | | | ２１１，９１４千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算） | | | ５８０，５８５　円 |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 国の制度（支給割合） |
| 全地域 | １５％ | ３６５人 | １５％ |

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

| 支給実績（R5年度決算） | | | １，２２４千円 | |
|---|---|---|---|---|
| 支給職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算） | | | ３３，９９４　円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度） | | | ９．９　％ | |
| 手当の種類（手当数） | | | ７種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（R5年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
| 市税等徴収手当 | 税務G・保険年金G・高齢者福祉G・経営総務Gに所属する職員 | 市税、国民健康保険料、介護保険料又は下水道使用料を徴収するため実地に訪問しての納入の督励及び徴収事務 | 実績なし | 日額　２００円 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績<br>(R5年度決算) | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉事務手当 | (1) 生活援護Gに所属する職員<br><br>(2) 福祉政策G・高齢者福祉G・こども政策部に所属する職員 | (1)生活保護法の規定に基づく被保護者又は要保護者の住居等を訪問しての実地調査又は指導業務<br>(2)上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務 | 133.8千円<br><br>実績なし | 日額　３００円<br><br>日額　２００円 |
| 行旅病人等収容護送手当 | (1)、(2)生活援護Gに所属する職員 | (1)行旅病人の収容又は護送<br>(2)行旅死亡人の収容又は護送 | 実績なし | １件　５００円<br>１件３，０００円 |
| 死獣処理手当 | 生活環境G・公園緑地Gに所属する職員 | 犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業 | 221.5千円 | １件　５００円 |
| 感染症防疫作業手当 | 健康推進Gに所属する職員 | 感染症の予防消毒作業 | 実績なし | １回　５００円 |
| 危険手当 | (1) 生活環境G・道路Gに所属する職員<br>(2) 教育政策G（技能職員)・公園緑地Gに所属する職員<br>(3) まちづくり推進部に所属する職員 | (1)交通を遮断することなく道路上で行う作業<br>(2)毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業<br>(3)地上５メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 | 867.5千円 | (1)及び(2)<br>日額　５００円<br><br>(3)<br>１回　５００円 |
| 下水処理作業手当 | 下水道・水路Gに所属する職員 | 管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業 | 1千円 | １回　５００円 |

### (5) 時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支　給　実　績　(R5年度決算) | ６７，７９４千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（R5年度決算） | ２７９千円 |
| 支　給　実　績　(R4年度決算) | ５７，６８３千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（R4年度決算） | ２５２千円 |

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算)」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(R5年度決算) | 支給職員１人当たり平均支給年額(R5年度決算) |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 配偶者（給料表7級以下職員）　6,500円<br>（給料表8級　職員）　3,500円<br>子　10,000円<br>父母等（給料表7級以下職員）　6,500円<br>（給料表8級　職員）　3,500円<br>16歳から22歳の子がある場合の加算額<br>1人につき　5,000円 | 同じ | | 35,487千円 | 233,470円 |
| 住居手当 | 借家・借間居住者<br>家賃が16,000円を超え27,000円まで<br>家賃額に応じて最高11,000円<br>家賃が27,000円を超える場合<br>家賃額に応じて最高28,000円 | 同じ | | 24,800千円 | 306,177円 |
| 通勤手当 | 交通機関等利用者<br>運賃が 55,000 円以下については運賃相当額（６箇月定期券相当分支給）<br>自動車等交通用具使用者<br>距離に応じて2,000円～31,600円 | 同じ | | 26,162 千円 | 93,435円 |
| 管理職手当 | 管理・監督の職にある職員の役職に応じて36,000円～64,000円※ | － | | 63,957千円 | 561,023円 |
| 休日勤務手当 | 休日勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額 | 同じ | | 実績なし | 実績なし |

※管理職手当：減額措置あり

令和２年４月１日から令和７年３月 31 日までの間、役職に応じて 10%～20%を減額

## ５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

| 区分 | | 給料月額等 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | （減額後） | （減額前） | （参考）類似団体における最高／最低額 |
| 給料 | 市長 | ６３０，０００円 | ９００，０００円 | 1,061,000円 ／ 593,400円 |
| | 副市長 | ６４６，０００円 | ７６０，０００円 | 885,000円 ／ 547,600円 |
| 報酬 | 議長 | ５５１，０００円 | | 737,000円 ／ 372,000円 |
| | 副議長 | ４９４，０００円 | | 653,000円 ／ 294,000円 |
| | 議員 | ４７５，０００円 | | 591,000円 ／ 266,000円 |
| 地域手当 | 市長<br>副市長 | （令和５年度支給割合）<br>１１％ | | |
| 期末手当 | 市長<br>副市長 | （令和５年度支給割合）<br>４．１０月分 | | |
| | 議長<br>副議長<br>議員 | （令和５年度支給割合）<br>４．１０月分 | | |
| 退職手当 | | （算定方式） | （１期の手当額） | （支給時期） |
| | 市長 | 給料月額×３８／１００×在職月数 | １１，４９１千円 | 任期ごと |
| | 副市長 | 給料月額×２６／１００×在職月数 | ８，０６２千円 | 任期ごと |
| | | ※減額措置あり<br>市　長：R5.4.27に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については不支給<br>副市長：算出額からその１００分の３０に相当する額を減じた額とする | | |

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## ６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

| 部門 | 区分 | | 職員数 R5年 | 職員数 R6年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | ５ | ５ | ０ | |
| | | 総務 | ９０ | ８７ | △３ | 欠員不補充（△３） |
| | | 税務 | ２２ | ２１ | △１ | 欠員不補充（△１） |
| | | 労働 | １ | １ | ０ | |
| | | 民生 | ７９ | ７９ | ０ | |
| | | 衛生 | ３１ | ２９ | △２ | 新型コロナウイルス関連（△１）・欠員不補充（△１） |
| | | 農林水産 | ３ | ３ | ０ | |
| | | 商工 | ３ | ３ | ０ | |
| | | 土木 | ２９ | ２８ | △１ | |
| | | 小計 | ２６３ | ２５６ | △７ | ＜参考＞<br>人口１万当たり職員数　44.11人<br>（類似団体の人口１万当たり職員数52.13人） |
| | 教育部門 | | ６２ | ６４ | ２ | 業務量増（２） |
| | 小計 | | ３２５ | ３２０ | △５ | ＜参考＞<br>人口１万当たり職員数　55.14人<br>（類似団体の人口１万当たり職員数65.53人） |
| 公営企業等会計部門 | 下水道 | | １０ | １０ | ０ | |
| | その他 | | １９ | １９ | ０ | |
| | 小計 | | ２９ | ２９ | ０ | |
| 合計 | | | ３５４<br>［３８１］ | ３４９<br>［３８１］ | △５ | ＜参考＞<br>人口１万当たり職員数　60.14人 |

（注）［　　］内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 0人 | 13人 | 41人 | 38人 | 43人 | 46人 | 25人 | 12人 | 28人 | 54人 | 31人 | 18人 | 349人 |

(3) 職員数の推移（各年４月１日現在）

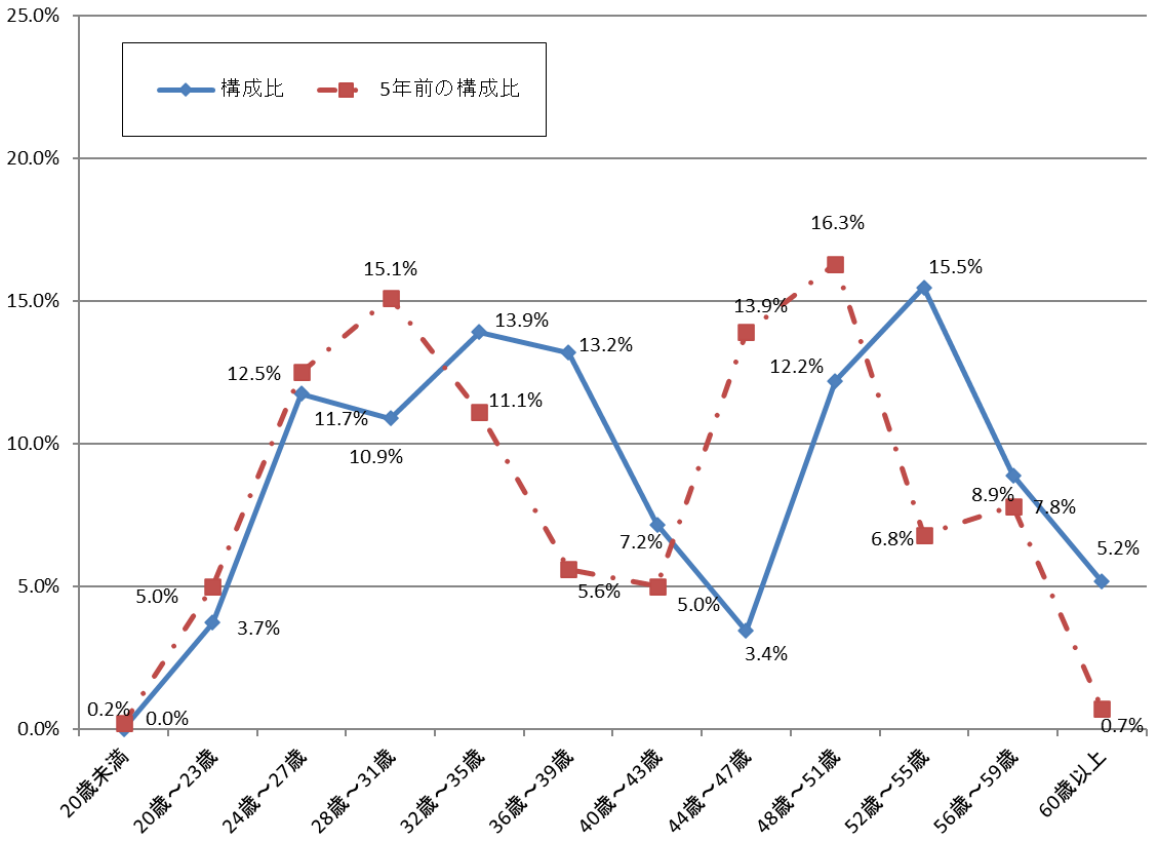


| 年度<br>部門別 | R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 | 過去５年間の増減数（率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 240 | 241 | 252 | 256 | 263 | 256 | 16　（6.7%） |
| 教育 | 65 | 61 | 62 | 62 | 62 | 64 | △1　（△1.5%） |
| 消防 | 75 | 74 | 0 | 0 | 0 | 0 | △75　（△100%） |
| 普通会計計 | 380 | 376 | 314 | 318 | 325 | 320 | △60（△15.8%） |
| 公営企業等会計計 | 44 | 44 | 29 | 29 | 29 | 29 | △15（△34.1%） |
| 総合計 | 424 | 420 | 343 | 347 | 354 | 349 | △75（△17.7%） |